

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年6月4日
埼玉県農業共済組合

第1 目的

新型コロナウイルス感染症に対して、今後の感染拡大の予防と本組合事業継続の両立を図っていくに当たっては、各場面の具体的な感染予防対策を検討し、実践することが必要になる。そのため、新型コロナウイルス感染症に対しては、ワクチン等が開発されその扱いが通常のインフルエンザと同等となるまでは、新型コロナウイルスと共存していく対応が必要となる。そこで、当組合独自のガイドラインを策定することとした。各支所及び家畜診療所においては、このガイドラインを参考とし、管内の実情に合わせ、創意工夫して効果的な対策を講じることとする。

第2 業務遂行における具体的取り組み

令和2年3月18日策定の「新型コロナウイルス感染症拡大防止における取り組みについて」に基づき、引き続き感染防止のための取り組みを続けるほか、以下の点に留意する。

1 共通事項

- (1) 密閉空間、密集場所及び密接場面のいわゆる3密を避けることを心掛ける。
- (2) 定期的な手洗い又は手指消毒を励行する。
- (3) 勤務中は、咳エチケットに留意する。
- (4) 体調に異変を感じた場合は無理せず適切な行動をとる。
- (5) 人と接する際は、適切な距離を保つ。
- (6) 公共交通機関を利用する者に対しては、時差通勤を促す。

2 渉外、出張等

- (1) 公共交通機関で移動の際は、人混みを避ける工夫をする。
- (2) 公用車を運行する場合は、換気に留意する。

3 会議等

- (1) 会議はテレビ会議で行うことも検討する。
- (2) 会場を設営する際は、座席配置などは広々と設置する。
- (3) 定期的な換気を心掛ける。
- (4) 開催については、管内のJA、関係機関等の会議開催状況を考慮する。

4 職場環境の整備

(1) 受付カウンター等

- ア 手指消毒液を設置する。
- イ 共用する備品や手が頻繁に触れる箇所を定期的に消毒する。

(2) 休憩・休息スペース

- ア 共用する物品は、定期的に消毒する。
- イ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ウ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、3密を避ける。

(3) トイレ

- ア 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する場所は消毒を行う。
- イ 換気に留意する。

(4) 設備・器具

- ア 共有する場所や設備については、適宜清掃消毒を行う。
- イ ゴミの回収などを行う際は、感染に配慮し作業後に手洗いを徹底する。

(5) 事務所への立ち入り

- ア 取引業者等、外部関係者の立ち入りについては必要最小限に留め、手指消毒等の感染防止対策に協力を求める。

第3 貸会議室の運営における具体的取り組み

本所においては会議室の一部を外部に貸し出しており、その貸会議室を利用する者（以下「利用者」という）及び会館テナント入居者の感染防止のため、以下の対策を併せて行う。

1 組合の対応

- (1) 利用後の清掃消毒作業に支障があるため、利用規程、特に利用時間（午前9時から午後4時30分まで、準備片付けを含む）を守ることを求める。
- (2) 使用後の会議室の換気を実施する。
- (3) 利用者が頻回に手を触れそうな箇所を清掃消毒する。

2 利用者に対し依頼する事項

感染拡大を防止するため、利用予約の際に次の事項について説明し、理解と協力を求める。

(1) 利用開始前

- ア 一度に参集する人数は、密集しないよう配慮すること。
- イ 利用者の催事に参加する者（以下「参加者」という）には、感染拡大防止のため、次の事項を周知すること。
 - (ア) 手洗いや手指消毒を励行すること。
 - (イ) 必ずマスクを着用すること。

(ウ) 感染拡大防止の対応に必要な参加者名簿を利用者が作成すること。

(エ) 3階はテナントフロアのため立ち入らないこと。

(オ) トイレは2階か4階を使用すること。

(2) 利用開始時及び利用中

ア 会館衛生管理に支障をきたすため、決められた利用時間（午前9時から午後4時30分まで、準備片付けを含む）を守ること。

イ 参加者の受付に際して、その健康状態を確認すること。

ウ 参加者から感染者が発生した場合の連絡など、必要な感染拡大防止対応のための参加者名簿を利用者が作成・管理すること。

エ 定期的な換気に留意すること。また、窓を常時開放する場合は近隣への騒音被害が発生しないよう配慮すること。

(3) 利用終了時

ア 使用したテーブル、イス、演台を利用開始前の状態に戻すとともに、利用者が清掃消毒すること。

3 体調不良者発生時の対応

利用者又は参加者から、発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状の申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかにさいたま市保健所疾病予防対策課（電話 048-840-2220・FAX 048-840-2230）へ連絡し、その指示に従う。